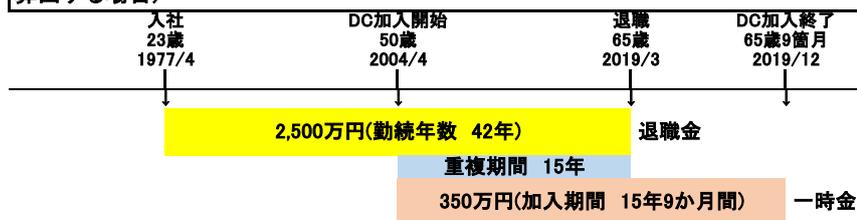


退職金に係る勤続年数と確定拠出年金(DC)の一時金に係る加入期間に、
重複期間がある場合の退職所得の計算について

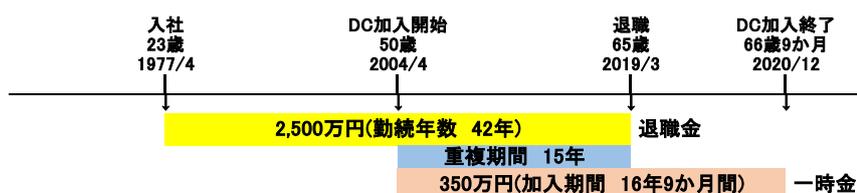
1.退職金とDCの一時金を同じ年に受給した場合(つまり、両方の収入額を合算した上で、退職所得を算出する場合)



<2019年分の退職所得の計算>

- ・収入金額 2,500万円+350万円=2,850万円
- ・退職所得控除額 800万円+70万円×<43年(42年9か月)-20年>=24,100,000円
- ・退職所得 (28,500,000円-24,100,000円)×1/2=2,200,000円

2.退職金を受給した翌年以降にDCの一時金を受給した場合で、退職金において、その退職所得控除額をすべて使い切ったもの(つまり、退職金>退職所得控除額のケース)



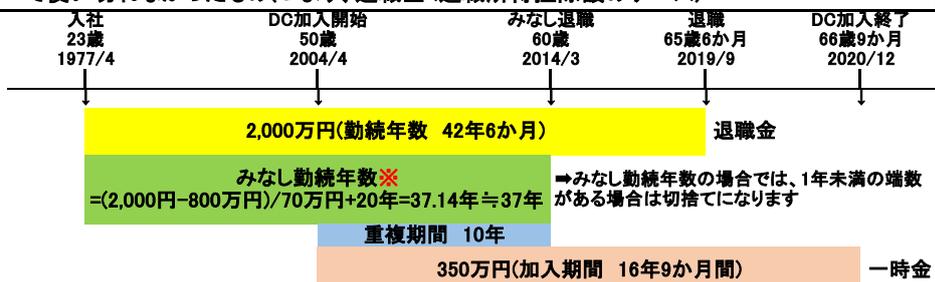
<2019年分の退職所得の計算>

- ・収入金額 2,500万円
- ・退職所得控除額 800万円+70万円×<42年-20年>=23,400,000円
- ・退職所得 (25,000,000円-23,400,000円)×1/2=800,000円

<2020年分の退職所得の計算>

- ・収入金額 350万円
- ・退職所得控除額 DC加入期間に係る控除額① 40万円×17年(16年9か月)=6,800,000円
重複期間に係る控除額② 40万円×15年=6,000,000円
①-②=800,000円
- ・退職所得 (3,500,000円-800,000円)×1/2=1,350,000円

3.退職金を受給した翌年以降にDCの一時金を受給した場合で、退職金において、その退職所得控除額をすべて使い切れなかったもの(つまり、退職金<退職所得控除額のケース)



<2019年分の退職所得の計算>

- ・収入金額 2,000万円
- ・退職所得控除額 800万円+70万円×<43年(42年6か月)-20年>=24,100,000円
- ・退職所得 2,000万円 < 2,410万円 > 控除不足あり

<2020年分の退職所得の計算>

- ・収入金額 350万円
- ・退職所得控除額 DC加入期間に係る控除額① 40万円×17年(16年9か月)=6,800,000円
重複期間に係る控除額② 40万円×10年=4,000,000円
①-②=2,800,000円
- ・退職所得 (3,500,000円-2,800,000円)×1/2=350,000円

※

退職金20,000,000円に見合う勤続年数は一体どのくらいなのかを算出するためのものです。勤続年数から見て、それに見合う退職金の額ではない場合の仕切り直しであるわけです。実際の勤続年数とDCに係る勤続年数における重複期間(15年6か月)がみなし勤続年数とDCに係る勤続年数における重複期間(10年)を上回ること、DCに係る退職所得控除額がその分減ることになり、逆に退職所得は増えることになり、当該退職者にとっては不利になるからです。